

多根介護老人保健施設てんぼーざん

長期入所：「委任払い上限額（実費・食費・居住費を除く）」、「食費」、「居住費」について

- 〔1〕：入所費（実費、食費、居住費を除く）は、市区町村に申請して自己負担の上限額を設定することができます。
所得や預貯金額等により額は変わります。（下記表「委任払い上限額」）
- 〔2〕：下記表の第1～3段階での所得や預貯金等の条件を満たしている場合、市区町村に申請し「介護保険 負担限度額 認定証」の交付を受ければ、食費や居住費はその認定証の額（下記表）に減額されます《補足給付》。
第4段階の方々には補足給付はなく、食費や居住費は当施設が定めた額（下記表）となります。
- 〔3〕：〔1〕と〔2〕の手続き方法の詳細は、当施設への長期入所手続き時にご説明いたします。
- 〔4〕：個室希望の場合、居住費が当施設個室用の額（第4段階：1,728円/日、第3段階②：1,470円/日、第3段階①：1,370円/日、第1～2段階：550円/日）となり、さらに個室料（トイレなし：2,200円/日、トイレあり：3,300円/日）が必要です。

R8.8月～	所得等の条件 ※非課税年金も含む	預貯金額 (夫婦の場合) ※非課税年金も含む	利用者 負担 段階	委任払い 上限額 【円/月】	食費 【円/日】 〔 〕は短期 入所の食費	居住費 《当施設の 多床室利用 の場合》 【円/日】
市町村民税 課税世帯 (※1)	課税所得690万円（年収約1,160万円） 以上である者がいる場合	-	第 4 段階	140,100円 (世帯) (※3)	1,860円	437円
	課税所得380万円（年収約770万円） ～課税所得690万円（年収約1,160万 円）未満である者がいる場合	-		93,000円 (世帯) (※3)		
	課税所得380万円（年収約770万円） 未満	-		44,400円 (世帯) (※3)		
世帯全員が 市町村民税 非課税世帯	年金収入金額（※）＋合計所得金額が 120万円超	500万円 (1,500万円) 以下	第 3 段階②	24,600円 (世帯) (※3)	1,420円 〔1,360円〕	430円
	年金収入金額（※）＋合計所得金額が 82.65万円超～120万円以下	550万円 (1,550万円) 以下	第 3 段階①	24,600円 (世帯) (※3)	680円 〔1,030円〕	430円
	年金収入金額（※）＋合計所得金額が 82.65万円以下	650万円 (1,650万円) 以下	第 2 段階	24,600円 (世帯) (※3) 15,000 (個人) (※4)	390円 〔600円〕	430円
世帯（世帯を分離している配偶者を含む）全員が 市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者		1,000万円 (2,000万円) 以下	第 1 段階	15,000円 (個人) (※4)	300円 〔300円〕	0円
生活保護受給者		要件なし				

※1：同一世帯の全ての65歳以上の方の課税所得で判定を行います。

※2：「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額です。

※3：介護保険サービスを利用した全世帯員の方の合計の上限額です。

※4：介護保険サービスを利用した本人の負担の上限額です。